

覚 書

公益財団法人 千葉県産業振興センター（以下甲という。）と（以下乙という。）とは、甲乙間で締結した令和 年 月 日付け自動車賃貸借契約（以下原契約という。）にかかる一部事項に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条（本覚書の趣旨）

本覚書は、原契約の契約期間（以下最低使用期間という。）において中途解約が発生した場合の措置等について、甲乙間で確認することを目的とします。

第2条（中途解約）

甲は、最低使用期間内に原契約を解約しようとするときは、当該解約に伴って乙に生じる損害を補償するため、第3条で定める規定損害金を乙に支払うものとします。

第3条（規定損害金）

規定損害金の算定方法は最低使用期間内における解約後の残月数に応じて下記により算出する。

円（税抜） × 残月数 × 消費税額等

第4条（規定損害金の支払方法）

甲は、前条に定める規定損害額を、当該中途解約が発生した月の翌月末日までに、乙に支払うものとします。

第5条（有効期間）

本覚書の有効期間は、最低使用期間が終了するまでとします。ただし、中途解約された場合は、第3条および第4条に定める規定損害金の支払が完了した日までとします。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、原契約の別紙として各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 千葉県美浜区中瀬2丁目6番地1
WBG マリブイースト23階

公益財団法人千葉県産業振興センター

理事長 富沢 昇

乙